改正後	改正前
（支所） **第二十八条**　［略］ ２　支所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 名称：川崎支所／岩国海洋環境試験評価サテライト 位置：川崎市／岩国市 ３　川崎支所は、磁気器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務のうち防衛装備庁長官の命ずるものをつかさどる。 ４　岩国海洋環境試験評価サテライトは、船舶の無人化、水中武器及び掃海器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務のうち防衛装備庁長官の命ずるものをつかさどる。 ５　川崎支所に支所長を、岩国海洋環境試験評価サテライトにサテライト長を置く。	（支所） **第二十八条**　［同上］ ２　支所は、名称を川崎支所とし、川崎市に置く。 ３　支所は、磁気器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務のうち防衛装備庁長官の命ずるものをつかさどる。 ［項を加える。］ ４　支所に、支所長を置く。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和三年九月一日から施行する。